

「高度成長」と社会「安定」装置

三好正巳

目次

- 一 開題
- 二 今日的危機の現実的諸過程
- 三 危機における国家の総体的連関
——国家独占資本主義の危機——
- 四 「高度成長」社会における「安定」装置
- 五 結語

一 開題

「高度成長」から「低成長」への移行は、そこに国民経済としての「新たな目標」を模索させざるをえない。一九七六年五月一日の閣議で決定された「昭和五〇年代前期経済計画——安定した社会を目指して——」は、「従来的高度成長から、調和のとれた生活の充実を指向する新たな時代の幕開け」を強調し、「家計も企業も、

「高度成長」と社会「安定」装置（三好）

一（四三九）

国民のすべてが不安なく将来設計のできる「経済社会」の建設を目標としてかかっている。こうした目標にむけて「経済的安保」、「需要管理」の思想がそこでの一つの特徴をなしている。

では、今回の計画が目標とする「安定した社会」とは、如何なる内容を持ち、また何故に「新たな時代の幕開け」として時代を画さねばならないのか。こうした設問は、つまるところ高度に発展した資本主義国日本の、今日の危機の深刻さを問うものであるといえるだろう。しかも、この深刻な社会的危機にたいし、「安定した社会」への政策的誘導は、その誘導過程に発生する諸々の社会的対抗関係を包摂することによって、政治体制としての新しい特徴と、この政治体制の特徴を規定する経済機構とを生み出す。危機の現実過程を社会の移行過程として解明するためには、まず、分析対象を確定するために社会的危機の現実的諸過程を鮮明にし、ついで、危機を過程として分析するために社会の内的連関を、とりわけ国家の総体的連関として措提する必要がある。したがって、小論においては、まず危機の今日的諸過程を鮮明にすることから始めねばならない。ついで、危機の諸過程が、実は国家独占資本主義そのものの危機であることを、危機のもとの国家の総体的連関の内容を解明することによって明らかにする。ところで、今日の社会的危機が、「高度成長」社会において形成された国家の総体的連関において展開する危機の現実的諸過程であるかぎり、現在の危機を表面的にとらえることは許されない。すなわち、今日の危機を、雇用、物価、福祉という諸部面にあらわれた個別的状态のみとらえることは、結局は、それら諸部面の危機的状況を成長率で「調整」する[↑]という思想に落ちこむことになる。そこで、今日の危機をとらえるにあたって、危機の諸過程の解明のために、「高度成長」社会の内的編成における具体的形態にまで分析を透徹させねばならない。その分析のもとで、「高度成長」下の国家の総体的連関のうちに包摂された諸階級・諸

階層の状態が明らかにされることによって、今日の危機の諸過程の歴史的内容が明らかになるとともに、労働諸運動が課題化しなければならぬ運動内容も明らかにされうる。

(1) 一九七五年七月一二・一三日の、全日本労働総同盟主催「減速経済下における経済・社会・賃金政策のあり方と労働組合の役割」に関するシンポジウムでの提言は、「いちじるしく高い成長率を想定し、期待することは、もちろん、非現実的であり、また好ましくない結果を生むであろう。しかし、その反面、あまりにも低い成長率が長くつづくことは、失業の増大や社会福祉拡充計画の挫折など、国民犠牲を大きくすることになるといふ事実を重視する必要がある」として、「現在生じている顕在的・潜在的失業を解消し、諸生産設備を十分に稼働させうる水準に経済活動を引き上げ、内外の諸制約を考慮して必要かつ適切と考えられる中位の成長軌道に日本経済を移行させるということであればならない」とする。

二 今日の危機の現実的諸過程

社会的危機の諸過程は、政治的、経済的、文化的過程など諸過程にわたってあらわれる。

今日の危機の政治的過程は、国家独占的規制を可能にする国家メカニズムがもつ、その国家メカニズムの構造、とりわけ三権分立の構造において代表制機関（議会と地方自治機関）の権限・機能が低下したなかであらわれる。

この国家メカニズムの構造のもとで、政策立案に資本がより直接的に関与する仕組みがづくりだされる。この資本と国家の関係を明らかにするために、まず、国家メカニズムの構造の今日的形態を特徴づけることから始めよう。この特徴は、なによりも代表制機関の位置に示される。

今日の国家メカニズムのもとで、「国権の最高機関」としての国会の現実の位置は、提出議案のほぼ六〇％が

政府提出であり、議案の成立件数でみれば政府提出議案は九〇％に達する(表1)ということ、さらに、法案準備・提出段階はもとよりその成立段階でも政府主導下にあることからみて、実質的に低位にあるといわざるをえない。また、政府閣僚や国会議員として、官僚出身が占める大きな比重は、肥大化した行政機構とともに国家メカニズムの構造の中における代表制機関としての国会の地位の実質的な低さを規定するものである。それでは、国家メカニズムのこのような構造のもとで、独占資本はどのように財界としての意志を政治に反映をせうのか。財界としての意志は、直接政界への進出のほか、非公式ルートはもとより、公式ルートとしての各種審議会などをとおして反映される。

第1表 提案者別法案提出、成立・不成立件数

提案者	国会回次																									
	1~22回	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	
政府	提出総数	2,231	12	172	31	182	25	175	5	41	185	9	40	155	25	21	25	211	76	166	18	15	185	36	13	176
府	成立件数	1,908	11	141	6	154	7	145	5	6	171	2	34	124	4	—	23	150	69	140	11	3	158	1	11	158
	不成立件数	320	1	31	25	28	18	30	—	35	14	7	6	31	21	21	2	61	7	26	7	12	27	35	2	18
衆議院	提出総数	716	13	71	36	75	48	68	16	21	69	26	52	48	35	41	7	60	35	66	43	36	53	7	5	63
	成立件数	394	5	16	6	20	3	15	—	12	—	4	4	9	1	—	4	8	7	3	—	7	7	1	2	13
	不成立件数	321	8	54	30	55	45	53	16	21	57	26	48	39	34	41	3	52	27	59	40	36	46	6	3	50
参議院	提出総数	243	13	13	10	27	18	34	1	7	14	4	6	4	4	4	1	35	19	25	10	6	34	1	—	18
	成立件数	98	2	7	—	3	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1	—	1	—	2	—	—	1
	不成立件数	117	13	6	10	24	18	29	1	7	14	4	6	2	4	4	1	33	18	25	9	6	32	1	—	17
政府	提出総数比	69.9%	1955.11.22~1960.7.15 (1032/1726) 59.8%																							
	成立件数比	79.5%	第3次鳩山内閣から (806/913) 88.3%																							
	不成立件数比	42.2%	第2次岸内閣まで (226/812) 27.8%																							
政府	提出総数比	69.9%	1960.7.18~1964.6.26 (976/1584) 53.3%																							
	成立件数比	79.5%	第1次池田内閣から (728/789) 92.2%																							
	不成立件数比	42.2%	第3次池田内閣まで (239/786) 30.4%																							

発案者	国会回次																															
	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	
政 府	提出総数	19	139	10	21	156	11	18	3	152	13	15	115	7	15	19	33	109	31	108	5	28	128	11	20	128	115	8	22	76	38	76
	成立件数	12	125	4	3	136	2	12	—	—	131	1	8	95	—	7	66	26	98	28	96	—	14	104	—	12	103	94	—	14	48	30
衆議院	提出総数	28	64	—	24	60	23	23	20	43	17	12	54	19	21	76	2	39	11	39	12	14	56	14	20	65	65	3	29	62	39	55
	成立件数	1	10	—	—	11	—	3	—	—	6	—	1	7	—	4	1	17	2	15	—	4	14	—	3	14	14	—	1	19	1	10
参議院	提出総数	5	24	—	3	18	3	5	2	13	1	—	15	—	22	8	22	—	19	—	10	—	—	—	1	25	23	—	10	37	13	26
	成立件数	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
政 府	提出総数比	1964.11.9～1969.12.2																														
	成立件数比	第1次佐藤内閣から 第2次佐藤内閣まで																														
参議院	提出総数比	1970.1.14～																														
	成立件数比	第3次佐藤内閣から 現在にいたる																														
衆議院	提出総数比	(846/1451)																														
	成立件数比	(628/680)																														
参議院	提出総数比	(218/797)																														
	成立件数比	27.4%																														

備考 (1) 提出件数は、継続審議にかけられた件数をふくむ。
(2) 第62国会までは「法律時報」1971年1月臨時増刊号より作成。第63国会以降は、「官報」資料により作成。

国家行政法第八条にもとづいて設置された審議会、審査会、協議会は、二四六（一九七五年一月一日現在⁽²⁾）に達する。もちろん、審議会などの構成については、産業界の代表が参加しており、財界としての意志は十分に反映されることができるといえる。このように意志を反映できる保障があることによって、すなわち、国会提出議案を作成する行政事務段階ですでに財界としての意志を反映しうることによって、国家メカニズムの行政優位の今日的構造のもとでは、この事態は、独占資本の政治への関与が直接的であることを示している。現代資本主義の国家独占的規制は、まさにこのような国家メカニズムの構造において、階級の配置を規定する。そして、この階級の配置

の中で、「高度成長」は、財界首脳、高級官僚、労働官僚・労働貴族による「近代化」⇨産業化推進勢力を形成したのである。この「近代化」⇨産業化は、政権担当政党である自由民主党の国会議員構成にも反映し、官僚を軸に財界と地方政界の出身者の連合構成をもたらしたが(表2)、また、この構成の如何は、この時期の政権の性格を示している。たとえば、「高度成長」の破綻した時期の田中政権の階層基盤は、その派閥(衆議院議員四九名、参議院議員四四名、一九七二年現在)で見ると、基本的には自由民主党の議員構成と変わらないが、ただ地方政界出身者の比重が、党の全体構成よりかなり高いという特徴をもっている。このことによって、田中政権のこの派閥的特徴は、「日本列島改造論」に象徴される開発政策(⇨開発ブーム)推進勢力としての性格を示すものと把握しえよう。

第2表 自由民主党、現職議員の出身階層

出身	衆議院議員	参議院議員
官僚	(22.5) 30.5%	(36.4) 43.0%
実業界	(12.3) 19.5	(9.1) 3.7
地方政界	(26.5) 18.8	(34.1) 24.4
議員秘書	(22.5) 14.2	(4.6) 2.2
自由業	(10.2) 8.9	(4.6) 5.9
作家・タレント	(4.1) 0.3	(9.1) 3.7
その他	(0.0) 7.8	(2.3) 17.1

備考 (1) 官僚には地方官僚をふくむ
地方政界は元官僚をふくむ自治体首長、
地方議員経験者
自由業は弁護士、医師、新聞記者など
その他はおもに農業・各種団体役員など
(2) 自民党全体については「毎日新聞」調べ
(3) ()内は田中派所属議員の出身階層で、
『国会便覧』により算出。

「日本列島改造論」にあおられた開発ブームは、低金利政策と大型予算によって促進・形成された莫大な「過剰流動性」資金を背景に、投機的性格の強いものであった。一九七〇―七一年の恐慌で、鉄鋼、石油化学をはじめ多くの産業で不況カルテルが実施されているなかでの、資金のこの「過剰流動性」は、土地、株式、商品投機への指向を強めさせることになった。とくに、商社に集中した「過剰流動性」資金が、投機にまわされて「ものかくしインフレ」をあおったばかり

でなく、今日社会問題化している金権・汚職の構造を深刻化した。すなわち、国家の財政・金融機構の中で、「高度成長」下の財政資金の散布と信用創造が、安全保障体制下の日米為替関係の緊迫（＝貿易収支黒字国の「責任」にいつそう促されて形成された「過剰流動性」それ自体が、独占利潤機構のもとで利用される社会構造こそ、また金権・汚職の構造をなす。そして、このような社会構造にとって、議会制民主主義に挑戦する国家メカニズムの構造は、いつそう国家と資本との癒着を強めることになる。

このような社会構造のもとでの国家と資本の癒着は、国債の購入、高級官僚の招請（＝天下り）と贈賄による独占資本の行政取りこみとしてあらわれ、それはまさに国家メカニズムが独占資本のために機能するという内容を示すものであった。このような癒着にともなってもたらされる政治過程について、一部立ちいつて分析しておく。

公務員法第一〇三条第二項は、「職員は、離職後二年間は、営利企業 の地位で、その離職前五年間に在職していた国の機関と密接な関係にあるものにつくことを承諾し又はつてはならない」としている。しかし、実際には、高級官僚にたいするこの就職制限は、「国の機関と密接な関係のある営利企業」に限定され、それ以外への就職は制限されておらず、また、顧問、嘱託への就任は何らの制限も受けていない。さらに、一たん顧問や嘱託への就任ののち、取締役などに就任することは自由である。現行規程はこのように法的に不備があるので事態を正確に把握できないが、国家公務員法第一〇三条第九項にもとづいて人事院が承認した各省庁の審査承認件数で見ると、景気の動向を反映しながらも、一九六〇年と一九六九年を境に段階を画して増加している（表³）。一方、認可行政が大きな意味をもっているなかで、贈賄については公務員の処分件数で見ると、一九七〇年までとあ

非役員別承認件数

1969			1970			1971			1972			1973			1974			1975					
役員	非役員	計																					
1		1	1	1	1			1			2	1	3		1	1	4	4		2	2		
4	5	9	4	7	11	4	3	7	1	4	5			2	7	9		4	4	1	6	7	
2	1	3	1		1	1	1	1						1	1	1	1	1	1				
18	18	36	24	18	42	26	18	44	21	22	43	23	10	33	28	31	59	22	25	47			
6	6	12	5	5	10	3	6	9	8	6	14	8	10	18	5	8	13	4	9	13			
	2	2		6	6		4	4		4	4		3	3		6	6			8	8		
1	16	17	1	19	20	4	14	18	2	19	21	1	20	21	2	10	12			15	15		
	3	3		6	6		2	2	2	4	6		4	4		3	3		5	5	10		
2	3	5	3	3	6	2	2	4	3	3	6		2	2	1	3	4	1	3	4			
					1		1	1					1	1		1	1						
10	20	30	7	23	30	3	14	17	5	9	14	7	25	32	8	10	18	4	9	13			
	1	1		1	1	1	1	2		2	2		1	1	1	2	3						
		1			1				1		1												
9	10	19	10	11	21	8	14	22	5	6	11	4	12	16	3	12	15	6	12	18			
1	1	2	1	2	4	1	8	9	3	6	9		1	1	1	9	10	1	8	9			
1	1	2	1	1	2		4	4		2	2		2	2									
2	4	6	7	4	11	5	7	12	5	11	16	2	4	6	4	1	5	3	4	7			
2	2	4	1	2	3							1	1	2	4	2	6		2	2			
1		1																					
9	16	25	5	12	17	3	7	10	2	15	17	11	13	24	10	11	21	7	14	21			
													1	1									
68	109	177	72	121	193	62	105	167	60	117	177	59	122	181	70	119	189	54	122	176			

第3表 省庁別役員

	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966			1967			1968			
	計	計	計	計	計	計	計	計	役員	非役員	計	役員	非役員	計	役員	非役員	計	
総 理 府 (内閣)																		
首都圏整備委員会								1	1		1							
警 察 庁																		
宮 内 庁																		
北海道開発庁						5	7	6	3	1	4	2	2	4	1	5	6	
防衛施設庁											3	1	4					
経済企画庁						2		1						1	1	2		
科学技術庁						1	1							1	1	2		
大蔵省						35	21	30	15	16	31	13	21	34	20	14	34	
国税庁						15	9	8	4	2	6	3	3	6	6	1		
文部省								1		2	2	3	3					
厚生省							2	7	11	5	12	17	2	11	13	2	15	17
農林省						4	1	1	3	2	5	1	3	4	2	1	2	
食糧庁							1	2		2	1	2	3	1	1	2		
林野庁							1	1	1	1	2							
水産庁							1	1	1	1	2							
通商産業省						27	29	28	10	11	21	7	15	22				
資源エネルギー庁																		
特許庁						1				1	1	1	1	1		1		
中小企業庁						1		2				1	1	1		1		
運輸省						44	17	19	13	8	21	2	9	11	4	9	13	
海上保安庁							1	1							2	2		
気象庁														1		1		
郵政省						4	5	2	2	6	8	1	4	5	3	3	6	
労働省							5	3	1	4	5	1	1	2	2	2		
公労共働員委員会																		
建設省						23	28	14	3	18	21	6	7	13	3	11	14	
計										63	84	42	81	55	82			
	79	76	117	151	156	165	133	128	147			123			137			

備考 1) 職員局職員課調
2) 「人事院月報」による

「高度成長」と社会「安定」装置(三好)

九(四四七)

ととではかなりの開きがある。むしろ「高度成長」の矛盾が露呈しはじめ、政策再編成が行なわれる過程で汚職が増加したとみられる(表4)。なお、贈収賄による検挙状況からみても、ほぼ同様の傾向がみられる(表5)。

「高度成長」の帰結が示す以上のような政治過程は、他面労働・農民運動の諸領域においても新しい特徴をもった展開をもたらした。とくに、労働組合運動の領域では、同盟罷業への参加、労働損失の状況からみても運動の尖鋭化がすすみ(表6)、労資関係の新しい広がりにおける緊迫化がみられた。この広がりをもった緊迫にうながされて、「国民春闘」路線は、政党次元での統一線戦の停迷はありながらも、労働運動の戦線拡大の動きを促した。労資関係の総体としての緊迫のもとで、その再編・補強が資本主義的計画の「新しい目標」設定にあたって重要な課題となった。しかし、こうした政策転換が、社会構造の一定の変化をとまなうがゆえに、それは政治勢力の再編成を呼びおこさずにはおかない。三木内閣の成立、新自由クラブの分離・結成、新しい日本を考える会の動き、官公労組との一定の対立のもとで民間労組の結集をはかろうとする労働戦線再編勢力の動きなど保守長期政権の動揺と統一戦線の破壊工作とが併行する過程こそ、危機の政治過程における最大の今日の特徴である。

1971	1972	1973	1974
49	47	59	25
24	13	8	20
1	0	0	0
0	0	0	0
6	2	3	2
80	62	70	47

れている。

さて、つぎに、今日の危機の経済過程は、深刻な不況に集約してあらわれる。国民総支出、個人消費支出でみるかぎり若干の回復がみられるが、民間設備投資についてはなお停迷状態にある(表7)。しかし、経済過程の危機の性格は、景気の波動そのものにあるのではなく、むしろ、経済構造に根ざす深刻さにあるとみるべきであろう。それでは、この危機の深刻さは如何なる経済過程としてあらわれるのか。

第4表 職務に関する不正利益受領による処分

年度	1956	1957	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970
金品収賄	59	46	22	13	33	61	56	87	72	186	79	80	132	77	59
供応受領	87	87	47	45	40	42	40	74	47	37	53	54	65	49	22
贈賄仲介	1	6	4	0	1	1	0	1	3	1	1	1	1	0	0
寄付金強要	22	19	13	3	9	7	7	5	6	3	5	4	7	5	4
借財強要・不払															
計	169	158	86	62	84	111	103	167	128	228	138	139	205	131	85

備考 1) 1956年度から1958年度分については寄付金強要、借財強要、不払のほか詐欺・恐喝がふくま
 2) 処分は免職、停職、減給、戒告をふくむ。
 3) 人事院職員局職員課調。
 4) 『人事院月報』より作成。

第5表 贈・収賄事件の動向

年	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974
認知件数	2,154	1,865	1,692	1,063	2,076	1,817	1,285	721	(1) 1,148	1,250	
検挙件数	2,154	1,864	1,690	1,063	2,076	1,817	1,285	721	(1) 1,147	1,250	759
検挙人員数	2,047	1,903	1,828	1,319	2,041	1,809	1,172	817	1,283	1,277	898

備考 1) ()内は沖縄県。
 2) 『警察白書』より作成。

第6表 主要団体別、労働組合1000人当り参加人員および損失日数の推移

(1) 総参加人員

	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974
平均	885	1,051	1,033	1,082	1,288	787	918	810	1,203	1,149
総評	1,407	1,901	1,027	2,275	2,748	1,594	1,796	1,655	2,669	2,445
同盟	788	652	865	492	767	406	486	529	435	607
新産別	492	477	192	260	278	400	299	384	571	606
中立労働連	917	1,068	418	527	416	603	1,060	514	929	828
その他	230	182	113	162	193	152	169	158	148	177

(2) 争議行為参加人員

	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974
平均	244	221	69	107	126	203	161	223	407	427
総評	304	337	88	139	180	284	196	396	833	755
同盟	156	150	24	26	22	30	63	53	48	182
新産別	466	426	131	117	190	320	209	301	571	521
中立労働連	643	386	145	280	298	509	459	331	538	654
その他	82	79	44	47	51	87	71	90	97	127

(3) 労働損失日数

平	均	559	264	169	260	317	337	511	434	369	775
総	評	648	289	202	343	439	429	620	480	585	1,134
同	盟	533	213	73	83	77	52	180	590	94	275
新	産	763	1,758	504	390	649	440	709	1,195	1,059	1,085
中	立	1,405	655	347	517	705	892	1,497	752	700	1,862
そ	の	183	105	115	153	147	174	229	160	185	279

備考 1) 労働組合員数は労働省「労働組合基本調査」
2) 参加人員、損失日数は、労働省「労働争議統計調査年報」による。

第7表 実質国民総支出 (単位:10億円,%)

	1974		1975				1976
	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3
個人消費支出	47,408.5 (1.8)	47,012.2 (△0.8)	49,086.9 (4.4)	49,029.0 (△0.1)	49,711.1 (1.4)	49,829.4 (0.2)	51,666.6 (3.7)
民間住宅	5,938.4 (6.7)	6,020.2 (1.4)	5,674.4 (△5.7)	6,505.2 (14.6)	6,470.2 (△0.5)	6,259.7 (△3.3)	7,031.0 (12.3)
民間企業設備	16,454.9 (△3.3)	15,578.0 (△5.3)	14,579.9 (△6.4)	14,521.0 (△0.4)	14,210.6 (△2.1)	14,040.3 (△1.2)	14,110.5 (0.5)
民間在庫品増加	3,175.7 (△8.6)	2,755.9 (△13.2)	857.0 (△68.9)	948 (10.6)	1,378.6 (45.4)	1,308.8 (△5.1)	674.4 (△48.5)
政府経常購入	7,558.1 (1.7)	7,713.5 (2.1)	7,868.2 (2.0)	7,959.5 (1.2)	8,076.2 (1.5)	8,126.6 (0.6)	8,248.9 (1.5)
政府固定資本形成	7,949.9 (4.5)	8,289.3 (4.3)	8,808.7 (6.3)	8,916.7 (1.2)	9,095.3 (2.0)	9,079.1 (△0.2)	9,289.4 (2.3)
政府在庫品増加	△129.8 (-)	234.0 (-)	169.0 (△27.8)	△15.6 (-)	180.0 (-)	220.8 (22.7)	46.8 (△78.8)
経常海外余剰	2,043.4 (17.7)	2,998.1 (46.7)	3,330.0 (11.1)	3,460.2 (3.9)	2,991.2 (△13.5)	3,905.0 (30.5)	4,934.4 (26.4)
輸出等	13,792.2 (2.5)	14,444.2 (4.7)	14,253.8 (△1.3)	13,983.3 (△1.9)	13,785.4 (△1.4)	14,497.5 (5.2)	15,802.3 (9.0)
輸入等	11,748.8 (0.2)	11,446.1 (△2.6)	10,923.8 (△4.6)	10,523.1 (△3.7)	10,794.2 (2.6)	10,592.5 (△1.9)	10,867.9 (2.6)
国民総支出	90,398.7 (1.1)	90,601.4 (0.2)	90,374.1 (△0.3)	91,324.0 (1.1)	92,113.2 (0.9)	92,769.7 (0.7)	96,002.0 (3.5)

備考 1) 1970年暦年基準・季節調整済。
2) 上段は実数, 下段の()内前期比。
3) 経済企画庁経済研究所「四半期別国民所得統計速報一昭和51年1~3月期一」より。

まず、国際通貨体制の中での円の位置において示される。一九七一年八月の「ニクソン・ショック」はIMF体制(=固定為替制)を崩壊させ、その再建を意図したスミソニアン体制(=多国間通貨調整)も、一九七三年には再び崩壊し、変動相場制へと移行した。

こうした国際通貨制度の動揺過程で、常に円レートは「外圧」のもとで変動を強制されるとともに、国内の財政・金融政策が規定されざるをえない。資金の「過剰流動性」による物価狂乱も、かかる背景のもとに起ったのである。しかし、この「過剰流動性」も、公営企業の資金繰りを豊かにするものではなく、むしろ公営企業の資金繰りは悪化し、そこでの「独立採算制」は受益者負担を押しつけ、公共料金の連続的高騰を生んだ。しかも、「昭和五〇年代前期経済計画」においても、「能率的経営を前提とする適正なコストに見合った料金」を原則とし、その公共性は「コストをまかなう範囲内において料金体系につき」配慮することと、物価政策の観点では「改訂の時期等に配慮」し便乗値上げを監視するというのみである。

さらに、民族運動の高揚と結びついた「資源ナショナルリズム」が、輸入原料の価格を高騰させ、しかも、不況が製品価格の引きあげを制約するとすれば、付加価値率（ \parallel 所得率）は低下せざるをえず、そのとき労務費率が上昇することにより利潤への負担は増大する。今日の環境からすれば、「トリレンマ」とよばれる事態のもとで、それら要素の新しい「調整」が目され「資産と所得の不公平」の是正が労資関係の緊迫を解く鍵として主張されるようになる。このような経済過程は、「高度成長」のもとでの社会構造と不整合な状態をもたらすことで、政治的危機へと転化せざるをえない。

労資関係の緊迫という点からすれば、失業の増大があたえる圧力はきわめて大きい。もともと「高度成長」は、産業化過程をとおして労働力化とその移動を高めながらも、「完全雇用」を豪語してきた。それは、完全失業率一％台、完全失業者百万人以下を保ってきた「完全雇用」政策の自信であったろう（表8）。しかし、今回の恐慌の過程で百万を突破した完全失業者は、賃金交渉における労資の力関係を大きくかえることになった。とくに

第8表 完全失業の動向

年	完全失業者 万人	完全失業率 %
1955	105	2.5
1956	98	2.3
1957	82	1.9
1958	90	2.1
1959	98	2.2
1960	75	1.7
1961	66	1.4
1962	59	1.3
1963	59	1.3
1964	54	1.1
1965	57	1.2
1966	65	1.3
1967	63	1.3
1968	59	1.2
1969	57	1.1
1970	59	1.1
1971	64	1.2
1972	73	1.4
1973	67	1.3
1974	72	1.4

備考1) 完全失業者とは就業者以外の者のうち就業が可能でこれを希望し、かつ求職活動をした者。
2) 1972年までは沖縄をふくまない。
3) 総理府統計局「労働力調査」より作成。

春闘では、一九七五年には急速に賃上げ率を低下させた(表9)。一九七六年春闘も賃上げ率が一〇%を割ったことで、労働者側にきびしい春闘総括を強いることになった。

第9表 民間春闘賃上げ率

	日本生産性本部調	春闘共闘委調	日経連調
1970	18.9	20.7	18.1
1971	17.1	19.3	16.3
1972	15.3	17.2	14.9
1973	20.0	21.5	19.3
1974	31.4	34.0	31.8
1975	13.3	15.7	12.9

備考1) 定昇込み賃上げ率
2) 日本生産性本部、日経連調べは大手企業調査
3) 日本生産性本部「活用労働統計」1976年版より。

で労働組合主義の機能を強めるための支配構造を生みだしつつそれに支えられるのである。

しかし、春闘におけるこのような結果は、低い賃上げ率ということとどまらず、一九七六年春闘でのJ.C・同盟主導の「集中決戦・一発回答・同時決着」の路線は、「昭和五〇年代前期経済計画」のもとに政策的に誘導される社会構造に照応する労資関係への道を示すものである。それゆえに、このような労資関係は、職場での憲法無視の抑圧と組合指導部の「経営参加」を併行させて、もりあがる「国民春闘」による統一戦線結成の気運を冷し、要求を部分的先取りし、労働者統括の機構を補強し、この機構の中

(1) 国家メカニズムは、国家機構あるいは国家装置とも呼ばれるもので、「国家のメカニズムは、それをもつことによつて国家が支配をおこなう現実的な組織的・物質的力である。それは国家の直接的化体であり、国家そのものの物質化された直接的定在である。それなくして、国家はそもそも存在しない」(ソ連邦科学アカデミー国家・法研究所「マルクスレーニン主義国家・法的一般理論」基本制度・概念上、藤田勇監訳、日本評論社、一九七三年、二四四ページ)。

(2) 審議会、協議会などの省庁別設置数は以下のとおりである。

省	庁	審議会 など 数	省	庁	審議会 など 数
総	府	(9)51	農	省	15
行	政	2	食	庁	1
北	海	1	林	庁	2
防	衛	2	水	庁	6
防	衛	1	通	産	(4)22
経	済	(2)2	資	源	(3)9
科	学	5	特	許	2
環	境	(1)4	中	小	(2)3
沖	縄	1	運	輸	(4)11
国	土	1	気	象	1
法	務	7	郵	政	5
外	務	1	勞	働	(13)15
大	蔵	(3)17	建	設	(3)9
文	部	14	自	治	(1)3
厚	生	(6)25	消	防	1
			計		(51)246

備考 () 内は労働者代表参加審議会等数(内数)

なお、一九七五年一月末現在で、実際に委員が任命されているもの二三四件中、労働者委員が参加しているものは五一件(二一・七九%)、参加人員一五四人で、労働者委員参加審議会等における総定数にたいする割合でも平均一〇・一九%である。労働省管轄の審議会等を別として、全体的にみて、審議会等における労働者委員の果しうる役割についての条件は、当初から制約的で、しかも、学識経験者等中立委員の選出内容を考えると、いっそうその傾向は強いといわねばならない。

(3) 一九七二年上期における資金の「過剰流動性」は、主要企業五〇社で合計二兆六〇〇億円に達し、その四%が商社に集中しているという(飯田経夫等『現代日本経済史——戦後三〇年の歩み——』下、筑摩書房、一九七六年、二七八ページ参照)。

(4) 天降り先については、一九六七七分を例にとれば、以下のとおりである。

「高度成長」と社会「安定」装置(三好)

(5)

付加価値構成の推移（主要企業，製造業）

(単位%)

年度・期	粗付加 価値額	人件費	金 融 費 用	減 価 償 却 費	純利益	賃料、 租税公課	
1956年	上	100.0	47.6	11.2	14.5	23.1	3.6
	下	100.0	45.8	10.2	13.6	26.5	3.9
1960年	上	100.0	39.8	13.3	16.2	27.3	3.4
	下	100.0	39.3	13.6	16.3	27.1	3.7
1961年	上	100.0	39.4	13.7	18.3	24.9	3.7
	下	100.0	39.5	14.9	18.2	23.8	3.6
1962年	上	100.0	40.8	16.3	19.0	20.1	3.9
	下	100.0	40.5	17.5	19.5	18.9	3.5
1963年	上	100.0	39.8	17.0	19.0	20.6	3.7
	下	100.0	38.7	16.4	16.8	22.8	5.2
1964年	上	100.0	39.2	16.8	18.7	20.1	5.3
	下	100.0	40.1	17.8	18.5	18.1	5.5
1965年	上	100.0	42.0	18.4	18.6	15.5	5.5
	下	100.0	41.7	18.9	18.3	15.9	5.2
1966年	上	100.0	41.5	17.7	17.3	18.1	5.4
	下	100.0	40.5	16.4	16.4	21.3	5.4
1967年	上	100.0	40.7	15.3	15.9	22.6	5.5
	下	100.0	40.0	15.3	15.8	23.0	5.9
1968年	上	100.0	41.6	15.4	15.7	21.6	5.7
	下	100.0	41.1	15.2	15.9	22.4	5.4
1969年	上	100.0	41.4	14.8	15.6	22.6	5.6
	下	100.0	40.4	14.8	15.7	23.7	5.4
1970年	上	100.0	41.3	15.0	15.9	21.9	5.8
	下	100.0	42.8	16.2	17.0	18.3	5.7
1971年	上	100.0	44.7	17.3	17.8	14.2	5.9
	下	100.0	45.2	17.9	17.7	13.5	5.8
1972年	上	100.0	45.8	16.8	17.1	14.4	5.8
	下	100.0	44.5	15.2	16.1	18.6	5.6
1973年	上	100.0	43.9	13.6	14.3	22.2	6.0
	下	100.0	44.5	14.8	13.9	21.0	5.8
1974年	上	100.0	48.1	16.4	13.0	16.8	5.7
	下	100.0	51.5	19.5	14.5	9.2	5.3

付加価値構成をみると、一九七〇年以降、新しい段階に入ったとみられる。

建設	23
金融	18
倉庫	9
機械工業	8
商事	6
陸運	5
サービス	5
海運	4
化学工業	4
電気機器	4
鉄鋼	3
鋳業	3
輸送機器	3
石油精製	3
その他	25
合計	123

備考 日本銀行「主要企業経営分析」より。

三 危機における国家の総体的連関

——国家独占資本主義の危機——

一九七〇年以降の政治的・経済的過程が、六〇年代に形成された政治的・経済的構造に発するものであるかぎり、今日の危機の諸過程は、六〇年代「高度成長」の社会構造そのものを解明しなければならぬ。

危機の政治的・経済的過程が、「高度成長」社会の政治的・経済的構造から解明されるとき、この危機の政治的・経済的過程は、トータルな過程として、すなわち国家メカニズムに包括されたそれら諸過程としての把握が可能になる。このようなトータルな過程でとらえられた危機の諸過程こそ、国家独占資本主義そのものの危機としての把握にはかならない。

では、国家独占資本主義の危機とは何か。

この危機の開始は、過剰蓄積⁽¹⁾とともに始る。この過剰蓄積は、資本の一部分の減価を必然的にもたらずが、この減価の典型として公企業をとらえることができる。公企業の赤字が、独占資本に有利な社会的に不公正な料金体系から生じ、しかもこの赤字が、高度に発展した資本主義国によくみかけるように、財政資金で補填されるとすれば、政府資本は減価した資本といわざるをえない。この過剰蓄積は、一つには資本輸出、二つには政府金融を軸とする国家の干渉強化の問題として政策的に課題化される。この点を強く意識して、フランスの国家独占資本主義論は、過剰蓄積—国家の干渉の理論的道筋から展開される⁽²⁾。いまや、「国家は、かつてなく、搾取と蓄積の追求にとって不可欠のものになっている」⁽³⁾。国家は、その装置・機関を複雑かつ肥大化させ、資本主義の経済

計画にもとづく政策的誘導過程において、国家権力からは国家装置と経済との「一体化」という印象を生みだすしかし、この「一体化」の印象も、その内実は独占ブルジョワジーによる国家装置の掌握とこの掌握が生みだした「一体化」を強化するほかはないまでに、資本制生産の矛盾が拡大しているということである。それゆえに、過剰蓄積に始まる資本主義の危機は、この「一体化」構造における破綻としてあらわれる。国家独占資本主義の危機とは、まさにこのような社会構造の危機としてあらわれるものである。

さて、今日における「社会的資本の一部分の減価と国家の干渉」は、社会主義の政治的・経済的發展に触発された生産力の成熟と資本主義的市場「分割」にたいする抵抗としての民族諸運動など、国際的諸関係に促迫される。こうして「社会的資本の一部分の減価と国家の干渉」は、不均等発展の展開契機となり、政府金融の主導のもとで、重化学工業に偏重（＝軍事的性格）する産業構造を編成するが（表10）、この編成における生産・流通の諸関係は、国有化を包摂することに示される展開した資本所有のもとで、価値概念の解体を開始させる。この価値概念の解体の開始は、資本主義の経済計画が「資産と所得の不公平」の是正を課題とする政策的誘導過程において示される。すなわち、この価値概念の解体の開始は、労働と資本の交換において、領有過程の新しい特徴（＝労働の社会化とそれにもとづく資本関係の展開がもたらした労働力再生産の社会化）に示される。以上の内容を含んだ生産・流通の諸関係は、そこに照応するかたちで社会諸階級、諸階層を配置する。それと同時に、社会諸階級とくに労働者階級に社会「成層」的特徴にもとづく階層構成をもたらず。労働者階級の増大は、このような階層構成をもつことによって外延的にも拡張進行するのである。

ところで、これら社会諸階級の国家による総括は、資本関係の具体的形態を解明することによってのみ接近し

第10表 産 業 構 造

a) 産業別国内生産額

	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973
第一次産業	7.4	7.4	6.9	6.5	6.4	6.3	6.1	5.6	4.9	4.1	4.1	3.8	3.7
第二次産業	60.7	58.8	58.8	59.3	57.7	58.3	59.2	59.3	59.9	60.2	58.5	58.4	59.0
(鉱業)	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4
(製造業)	49.6	47.6	47.9	48.1	46.8	47.2	48.0	48.2	48.8	48.9	47.8	46.0	46.7
(建設業)	9.9	10.1	9.9	10.3	10.1	10.3	10.4	10.4	10.5	10.8	10.2	11.9	11.9
第三次産業	32.0	33.6	34.4	34.3	35.9	35.5	34.7	35.0	35.1	35.6	37.4	37.8	37.2
(電気・ガス・水道業)	2.0	1.9	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9	1.8	1.8	1.7	1.7	1.6	1.5
(運輸・通信)	6.1	6.1	6.2	6.2	6.2	6.3	5.9	5.8	5.6	5.6	5.7	5.5	5.3
(卸売・小売業)	9.6	10.7	10.4	10.0	10.4	10.2	10.0	10.7	11.0	11.4	11.5	11.5	11.9
(金融・保険・不動産業)	5.7	6.0	6.1	6.2	6.6	6.7	6.6	6.5	6.4	6.6	7.1	7.6	7.5
(サービス業)	7.2	7.5	8.1	8.3	9.1	8.8	8.8	8.7	8.8	8.9	9.8	9.9	9.4
(公務)	1.4	1.4	1.6	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5	1.4	1.6	1.7	1.6
国内生産	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

b) 重化学工業化率

全産業	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
重工業化率	61.7	61.3	58.3	60.8	58.8	58.9	61.3	62.8	64.1	65.4	64.1	64.1	64.7

備考 1) 国民所得統計より作成 a) は産業別国内生産額 b) は名目市場価格。表示国内純生産。

2) 通商産業省編「通商産業行政四半世紀の歩み」、1975、314～5ページより作成。

うるものである。そのためには、独占資本の今日の特徴を暴露することが必要である。では、独占資本の今日の特徴は何によって規定されているのか。それは市場条件の構造的変化に求められるべきである。この市場条件の構造的変化は、価格メカニズムの単一的支配の解体を意味し、価値概念の解体の開始、したがって価値法則貫徹過程に示される形態的特徴をなすものである。このような市場条件のもとで、独占資本は独占体(制)を形成する。この独占体(制)は、科学・技術革命のもとでシステム化されており、金融的關係のみ

「高度成長」と社会「安定」装置(三好)

ではなく生産技術的關係をもふくめたシステムを形成している。

獨占体(制)として把握された獨占資本は、過剰蓄積が契機となって生みだした生産・流通諸關係のもとでは、一方で強く国家とりわけ国家メカニズムと関わりをもたざるをえなかったが、他方で資本の「國際化」を一段と強める。獨占資本にとって、「国家の干渉の強化」と「汎國家化」とは、ともに過剰蓄積にもとづくものである。そのかぎりでは、資本の「汎國家化」は國家獨占資本主義における獨占資本の普遍的性格とみるべきであろう。生産の獨占的國際化、技術の拡散の傾向と技術進歩の断片的適用、不均等發展、階級闘争の役割増大の傾向との對抗をもつて資本の「汎國家化」過程は進行する。これが、帝國主義的統合と多国籍企業への道筋である。

獨占体(制)としての獨占資本への國家の干渉は、社会活動の全分野にわたるが、とくに政府金融を軸とする經濟過程への介入が主要な干渉をなす。政府金融は、資本主義の經濟計画にもとづく政策誘導の重要手段(Ⅱ國家獨占的規制手段)をなしている。政策誘導手段として重要性をもっていることは、産業資金供給におけるその位置、とくに設備資金供給において、政府金融機関が重要な位置をしめることによつても明らかである(表11)。もちろん、政府金融が政府金融機関による産業資金供給のみでないことはもちろんのことである。

そこで、現代の國家メカニズムの構造のもとで、資本主義の經濟計画が具体化される過程における行政関与の実態を、通産行政の中で見てみよう。

通商産業省関係予算の推移からみると、一九六〇年が画期をなしており、「近代化」(Ⅱ産業化)のために、産業基盤対策と中小企業対策とが連繫してその比重を高めている。それ以後、六六年、七〇年、七二・三年と若干の変化をもつて今日にいたる(表12)。

第11表 産業資金供給状況

(単位：億円)

年	合計	株式	事業債	貸出			
				計	民間金融機関	政金融機関	府金融機関 融特別会計
1965	49,712	2,626	2,193	44,892	40,444	3,725	721
1966	56,060	3,351	2,252	50,458	45,050	4,599	807
1967	70,409	3,323	2,780	64,306	58,031	5,342	932
1968	74,344	4,914	1,594	67,835	59,941	6,758	1,135
1969	103,224	7,544	2,988	92,691	83,801	7,747	1,143
1970	126,259	10,029	3,589	112,640	102,494	9,107	1,037
1971	173,208	8,738	6,571	157,897	145,869	10,614	1,413
1972	200,555	11,408	3,709	185,437	173,992	10,052	1,392
1973	7,830	198,022	180,312	15,993	1,715

うち設備資金

1965	18,969	1,952	2,191	14,825	11,644	2,460	721
1966	18,918	2,354	2,250	14,313	10,560	2,945	807
1967	27,915	2,604	2,771	22,533	17,977	3,623	932
1968	34,058	3,917	1,591	28,548	22,537	4,875	1,135
1969	46,806	5,732	2,984	38,089	31,667	5,279	1,143
1970	56,614	7,816	3,585	45,211	38,209	5,964	1,037
1971	76,610	6,467	6,564	63,577	56,086	6,078	1,413
1972	75,496	7,326	3,703	64,466	56,948	6,125	1,392
1973	7,475	78,907	67,767	9,424	1,715

備考 1) 日本銀行調。

2) 通商産業省編「通商産業行政四半世紀の歩み」1975年、280~1ページより作成。

予算構成上の変化は、通商・産業政策の基本方針の推移に照応している。一九五五年からの産業化過程では、新技術産業（電子、石油化学、合成ゴムなど）の育成のために振興策がとられた。機械工業振興臨時措置法（法律一一五号、一九五六年五月二二日公布）、電子工業振興臨時措置法（法律第一七一号、一九五七年六月二日公布）によって、生産品種の制限等の共同行為にたいする指示、合成ゴム製造事業特別措置法（法律第一五〇号、一九五七年六月一日公布）は日本開発銀行による株式引受、政府による設備資金の確保を行なった。その他方で、石炭、繊維産業の「合理化」を進めたが、この「合理化」過程は、石炭鉱業合理化臨時措置法（法律第一五二号、一九五五年八月九日公布）

による坑口開設の許可制の導入、繊維工業設備臨時措置法（法律第一三〇号、一九六六年六月五日公布）により設備の登録制度を設けてその数を制限し、過剰設備処理の共同行為の指示を行なった。また、資源エネルギーの確保については、電源開発株式会社（一九五二年九月一六日発足）、石油資源開発株式会社（一九五五年二月一日設立）など政府出資の特殊法人を設立することとした。

一九六〇年から、産業構造の再編成は一層急速に進められるが、この過程は、石油業法（法律第二一九号、一九六二年五月二日公布）による精製業者の許可制、輸入業者の届出制を設けて安定かつ低廉な石油供給の確保を目指したし、電気事業法（法律第一七〇号、一九六四年七月二日公布）は旧公益事業令と同様の事業許可制のほか、広域的運営の確保に関する規定を設けた。さらに、利益処分認可にかえて減価償却、積立金の規定を設け、業務についても供給規程の認可のほか、電圧周波数の維持改善命令の規程を新設した。このように、基幹産業への指揮・監督を強めるとともに、他方で、石炭と繊維の「合理化」過程は一段と促進され、産炭地域振興臨時措置法（法律第二一九号、一九六一年一月一三日公布）、石炭鉱業合理化臨時措置法（法律第九四号、一九六二年四月三〇日公布）による助成と整理交付金、繊維工業等臨時措置法（法律第一〇三号、一九六四年六月一六日公布）による設備の使用制限・凍結・廃棄が規程され、それは特定繊維工業構造改善臨時措置法（法律第八二号、一九六七年七月二五日公布）へと連結する。

また、この時期、中小企業対策では、中小企業基本法（法律第一五四号、一九六三年七月二〇日公布）で基本目標が定められた。中小企業への指導は、財団法人中小企業指

（単位：百万円）

1974	1975
1,047 (0.41)	1,294 (0.45)
5,214 (2.04)	7,491 (2.59)
30,490 (11.95)	32,830 (11.35)
80,211 (31.43)	102,226 (35.34)
53,608 (21.01)	40,834 (14.12)
43,246 (16.94)	55,699 (19.25)
18,161 (7.12)	19,862 (6.87)
23,237 (9.10)	29,056 (10.04)
255,214 (100.00)	289,292 (100.00)

第12表 通商産業省関係予算の推移

	1966年	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973
物価、流通、消費者対策	49 (0.06)	76 (0.10)	98 (0.11)	168 (0.18)	234 (0.25)	297 (0.26)	377 (0.23)	899 (0.43)
資源エネルギー政策	21,434 (26.71)	6,342 (9.28)	2,595 (2.99)	2,845 (3.11)	3,225 (3.22)	3,769 (3.32)	2,726 (1.67)	4,749 (2.26)
公害保安立地対策	8,477 (10.56)	6,638 (8.88)	6,694 (7.71)	7,138 (7.79)	9,951 (10.23)	13,605 (11.97)	17,759 (10.88)	29,892 (14.22)
中小企業対策	20,445 (25.48)	23,961 (39.04)	27,266 (31.39)	30,848 (33.67)	37,096 (38.14)	45,258 (39.81)	50,207 (30.75)	63,374 (30.15)
産業構造対策費	947 (1.18)	7,413 (9.91)	17,483 (20.13)	13,426 (14.65)	3,763 (3.87)	1,728 (1.52)	36,124 (22.13)	43,264 (20.58)
鉱工業技術振興対策	12,952 (16.14)	14,083 (18.83)	16,607 (19.12)	19,156 (20.91)	21,924 (22.54)	24,998 (21.99)	28,550 (17.49)	35,048 (16.67)
貿易振興及び経済協力対策	8,717 (10.86)	8,141 (10.89)	8,099 (9.32)	9,088 (9.52)	10,245 (10.54)	11,604 (10.21)	12,785 (7.83)	14,895 (7.09)
その他	7,230 (9.01)	7,534 (10.07)	8,023 (9.24)	8,945 (9.76)	10,822 (11.13)	12,416 (10.92)	14,729 (9.02)	18,091 (8.61)
合計	80,251 (100.00)	74,788 (100.00)	86,865 (100.00)	91,614 (100.00)	97,260 (100.00)	113,675 (100.00)	163,257 (100.00)	210,212 (100.00)

備考 1) ()内は構成比。

2) 通商産業省編『通商産業行政四半世紀の歩み(通商産業省25年誌)』1975年より作成。

導センターの設置で一層強化された。

一九六〇年代の末から七〇年代にかけて、消費者保護、公害、保安、立地対策の拡張がみられ、行政の及ぶ範囲はさらに拡大した。そのほか取締法、融資と幹施など行政と経済との関係は、構造的にますます深まってきたといえる。

資本主義の経済計画は、「社会的資本の一部分の減価と国家の干渉」のための国家装置と国家機関の複雑かつ肥大化を通じて具体化される。もちろん、国家装置や国家機関の拡張については、たえず機構改革(「合理化」)が問題になるのであるが。さて、この段階における独占資本の支配は、国家装置と国家機関の複雑かつ肥大化のもとで、国家の資本による買収を媒介にして進む国家メカニズムの構造的変化(権力と権限の集中)の、不可分の過程としてあらわれる。それゆえ、社会諸階級、諸階層の国家による総括も、国家メカニズムの今日的構造のもとでのみ可能である。国家による総括のこのような過程

は、労働者階級、中間諸層(農民、中小工商业者など)、賃金生活者(公務員など)を、生産・流通諸関係の総体としての位置関係のもとに配置することであり、国家による総括のこうした過程は、資本主義の経済計画を社会計画として包括的な計画たらしめる根拠ともなる。なぜなら、この段階において、「資産と所得の不公平」の是正が、労資関係のこれまでの枠組、たとえば団体交渉制度と社会保障・福祉制度とによつては解決困難な新しい拡がりをもつようになったからである。いわゆる「トリレンマ」と呼ばれるような状況に対処することが、これまでの枠組みでは困難だというわけである。

資本主義における社会計画としての経済計画は、直接交渉と国家再分配制度の組み合わせによつて決定される賃金(Ⅱ直接・間接賃金)が、低成長率のもとでは利潤に喰いこまざるをえなくなったとき、賃金を国民経済的調整のもとにおこうとするものである。このばあい、賃金を国民経済的調整のもとにおくための基盤は、労働の社会化とそれと促進されて労働力再生産の社会化の過程を進展させた資本関係の今日の特徴にはかならない。しかも、この資本関係が示す社会諸階級・諸階層の配置、したがって国家メカニズムの構造のゆえに、賃金の国民経済的調整は、経済計画としてではなく社会計画として行なわれざるをえない。賃金の調整が、労働の社会化とそれに促進されて展開した資本関係にもとづくかぎり、労働者の「参加」は必然的となる。ただ、「参加」を軸にした労資関係の再編成が、労働組合主義にたいし、一定の権力的性格をあたえることが、統一戦線の破壊を目指す勢力(産業化勢力)による抑圧のための野合を生み出すのである。したがって、この「参加」において民主主義が貫徹されていないということにおいて、経済的民主主義の圧殺があるし、社会計画の具体化が国家メカニズムの今日的構造において政治的民主主義のいつそうの抑圧をもたらすことになることこそ、国家独占資本主義の危

第13表 経済情勢の推移

1970年	5年続きの長期好況の終息から景気後退へ；国際収支黒字の一層の増大と不況下の消費者物価高騰
1971年	景気停滞；外貨準備急増と円切上げ；国際通貨危機と日米通商関係の摩擦増大
1972年	景気のゆるやかな回復から急上昇へ；貿易収支の黒字不均衡継続と円の変動制再移行（対ドル16%のレート上昇）；世界的インフレの進行とわが国物価高騰の加速化
1973年	物価急騰と総需要抑制；国際収支の均衡化から悪化へ；石油危機発生と緊急対策
1974年	2年続きの2桁物価上昇下での景気後退（戦後初のマイナス成長）；総需要抑制策の効果浸透と国際収支改善；石油危機後の世界的なスタグフレーションの進行（高率インフレと景気停滞の共存）と国際収支の悪化

備考 通商産業省編「通商産業行政四半世紀の歩み」1975年、7～9ページより作成。

機を意味するものである。

経済環境は、国際環境、国内環境をふくめて現代において大きく変化した（表13）。この環境の変化は、「高度成長」から「低成長」への転換をもたらした。「昭和五〇年代前期経済計画」は、成長率を六%強にしている。このところ恐慌によって計画成長率を大幅に下まわる実績であったとはいえ、「低成長」への転換は、政治的にも一つの大きな転換をなすものであったといえよう。それは、田中内閣から三木内閣への政権交替のもとでこそ可能であったとみるべきである。では、この資本主義の経済計画における「高度成長」から「低成長」への転換の意味は何か。それは、まず第一に、この転換で成長率管理の手法に変化がおこることを予想すべき点である。「低成長」のもとで展開するであろう成長率管理のあらたな手法は、とりわけ政治的關係に影響をあたえずにはおこまい。すなわち、国家メカニズムの構造が国家の「機構化」に傾斜するとき、この国家の「機構化」を成熟させるには、労資関係自体がこのもとに包摂されることを必要とする。そして、労資関係がこの国家の「機構化」の中に埋没するためには、それにとまなう労資関係の再構成によって、労働者の権利の抑圧が不可欠である。職場における憲法の否定と労働組合内部の民主主義否定などに、このような危険性をみることが出来る。いま、さかんに取り沙汰さ

れている「参加」の、これが政治的状况である。そして、このような政治的状况は、政治勢力の再編成を結果する。この再編成の焦点は、現代日本の労働組合と政党との具体的関係のもとでは、労働者諸政党の内部にあるといえよう。すなわち、統一戦線かその破壊かの選択の問題である。

- (1) 過剰蓄積は、平均利潤率の低下傾向によって「大量の資本が独占資本にとって満足しうる収益条件では使用されない」状態にあることである。しかし、「平均利潤率の低下傾向の表現たる、過剰蓄積への傾向は新しい現象ではない。それは資本主義の生産様式の常態である。反面、国家独占資本主義に特徴的な、新しいことは、過剰蓄積現象の慢性的な一般的性格である」(Le Capitalism Monopoliste D'Etat - Traite Marxiste d'Economie Politique, 1 tome, 1971, Editions Sociales (Paris) 大島雄一他訳『国家独占資本主義』上、新日本出版社、一九七四年、三二―三三ページ)。

- (2) 資本輸出の問題は、「資本の汎国家化」として展開されるが、それは資本輸出そのものからではなく、「本国での剰余価値の生産および実現の諸制限にたいしての過剰」のゆえにおこる(前掲『国家独占資本主義』下、六一ページ)。ここにおいて、過剰資本―国家の干渉の論理は、独占資本しがつて金融資本の今日的特質を媒介にして資本輸出が分析されている。

- (3) 前掲『国家独占資本主義』下、二二二ページ。

- (4) 階級構造を説明するとき、労働の社会化の視点を導入することは、実は、生産・流通の諸関係の総体のもとにおける階級の位置を、しがつて階層的分析をふくめた具体的把握にまで到らざるをえない。そうであれば、この階層的分析にとって、社会「成層」的特徴からする説明が不可欠のものとなる。

- (5) 現代資本主義経済において、「独占が活動を直接に調整している領域(独占セクター)と、独占の調整が間接的にのみ作用し、発展の一般的成果と可能性を規定するだけの領域(「自由競争圏」)(ソ連科学アカデミー、世界経済・国際関係研究所編、国際関係研究所訳『現代独占資本主義の政治経済学』上、協同産業出版部、一九七二年、二八〇―二八一頁)との市場構造は、価格メカニズムとしては金融的繫縛、長期統制契約、生産・販売活動の直接的計画化が「自由競争圏」に浸透を深めるなかで、単一的には包摂困難となる。

不当労働行為審査（初審）取扱状況
（中労委が初審として取扱ったものを含む）

年	申立状況		終結状況								不服率
	新規申立	組合申立	取下・和解	命令・決定					合計	救済率	
				全部救済	一部救済	棄却	却下	計			
1949年 (6~12月)	320	103(32)	113(73)	6	3	16	16	41	154	18	36
1950	526	193(37)	374(75)	18	16	48	43	125	499	21	49
1951	286	147(51)	284(68)	11	16	44	62	133	417	14	37
1952	320	169(53)	279(83)	16	18	15	7	56	335	45	41
1953	394	241(61)	252(82)	18	15	20	3	56	308	46	56
1954	445	312(70)	373(84)	21	18	27	4	70	443	43	58
1955	397	282(71)	390(86)	9	14	35	4	62	452	25	51
1956	367	282(77)	297(85)	9	10	32	2	53	350	26	47
1957	429	344(80)	367(86)	20	14	25	1	60	429	45	59
1958	443	351(79)	382(86)	11	25	19	5	60	442	40	49
1959	374	302(81)	282(83)	12	28	18	1	59	341	44	46
1960	392	339(86)	325(87)	8	35	7		50	375	51	35
1961	491	424(86)	372(83)	15	32	21	7	75	447	42	34
1962	518	445(86)	396(85)	9	25	34	3	71	467	31	36
1963	403	339(84)	352(82)	24	29	22		75	427	51	52
1964	430	377(88)	291(77)	21	30	36	2	89	380	40	48
1965	572	514(90)	366(77)	33	49	24	4	110	476	52	43
1966	660	557(84)	373(75)	20	68	28	6	122	495	44	40
1967	730	514(70)	441(76)	31	65	26	6	128	569	50	49
1968	591	486(82)	386(74)	22	83	24	4	133	519	48	46
1969	676	483(71)	400(80)	17	72	12	1	102	502	51	42
1970	1,483	504(34)	680(86)	30	63	17	2	112	792	55	51
1971	569	484(85)	422(69)	80	86	23	5	194	616	63	79
1972	928	576(62)	1,124(88)	56	81	14	2	153	1,277	63	—
1973	596	500(84)	676(85)	43	68	5	4	120	796	64	—
1974	714	555(78)	455(79)	37	71	6	5	119	574	61	—
1975	929	640(69)	521(76)	51	105	8	—	164	685	63	—

備考 1) 取下, 和解欄には移送をふくむ 2) ()内は割合 3) 組合申立割合 = $\frac{\text{組合申立件数}}{\text{申立件数}}$
 4) 取下, 和解割合 = $\frac{\text{終結事件数} - \text{命令・決定件数}}{\text{終結件数}}$ 5) 救済率 = $\frac{\text{全救} \times 2 + \text{救件数}}{\text{命令・決定件数} \times 2}$
 6) 不服率 = $\frac{\text{再審査} + \text{行政訴訟}}{\text{全救} \cdot \text{棄却} \cdot \text{却下の件数} + \text{救出件数}}$ 7) 『中央労働委員会年次報告』より作成。

- (6) 資本の「汎国家化」は、独占資本の再生産循環が、「一国の国境をはるかにこえて拡大し、諸地域にまたがってなされる」ことによるが、他方で、この循環のそれぞれの要素が「剰余価値形成および実現の国民的諸条件から影響をうける」し、「諸資本の闘争は、それらの諸資本の分裂、分断さらに統一をたえずつくりだす」(前掲『国家独占資本主義』下、五六ページ)。資本の「汎国家化」こそ、今日の帝国主義的統合をとらえるための重要な形態把握である。
- (7) 前掲『国家独占資本主義』下、五七一―八ページ。
- (8) 労働組合活動にたいする不当労働行為は、スト権奪還が問題になるにつれて、全体として増加しているが、いま、労働委員会による不当労働行為の審査状況をあげれば、以下(前頁)のとおりである。

四 「高度成長」社会における「安定」装置

現代資本主義における社会「安定」装置は、国家独占的規制によって編成された「成長率管理」の体系と不可分のものといえよう。

「経済自立五ヶ年計画」にはじまる一連の経済計画は、貯蓄投資バランス、物価、国際収支を調和させながら、極大成長を追求してきたが、一九六五年頃からは若干の軌道修正を必要とし、消費者物価上昇率をふくめた成長率管理へと移行した。また一九七〇年以降は、消費者物価指数の上昇率(実績)、鉱工業生産伸率(実績)がともにそれまでとは違う状況を示すようになった(表14)。したがって、一九六〇年代の前半と後半の、それぞれの政策体系を対比しながら、「高度成長」社会の「完全雇用」政策を軸とした「安定」装置を分析してみよう。

一九六〇年代に入って、政府統計でみるかぎりで完全失業率が二%を割った。この時期までに、「完全雇用」政策はその体系を完成させた。職業紹介のほかに、職業訓練法(一九五八年)により職業訓練・施設が拡充され、

第14表 わが国経済計画一覽

計画の名称	経済自立 5カ年計画	新長期 経済計画	国民所得 倍增計画	中期 経済計画	経済社会 発展計画	新経済社会 発展計画	経済社会 基本計画	昭和50年代 前期経済計画
策定年月	1965年12月	1967年12月	1960年12月	1965年1月	1967年3月	1970年5月	1973年2月	1976年5月
策定時内閣	鳩山内閣	岸内閣	池田内閣	佐藤内閣	佐藤内閣	佐藤内閣	田中内閣	三木内閣
計画期間	1966年度～ 1969年度 (5カ年)	1968年度～ 1969年度 (5カ年)	1961年度～ 1970年度 (10カ年)	1964年度～ 1968年度 (5カ年)	1967年度～ 1971年度 (5カ年)	1970年度～ 1975年度 (6カ年)	1973年度～ 1977年度 (5カ年)	1976年度～ 1980年度 (5カ年)
計画の目的	経済の自立 完全雇用	極大成長 生活水準向上 完全雇用	同左	ひずみ是正	均衡がとれ充 実した経済社 会への発展	均衡がとれた 経済発展を通 じて住みよい 日本の建設	国民福祉の充 実と国際協調 の推進の同時 達成	わが国経済の 安定発展と 生活の表現
実質経済 成長率 (実績)	5.0% 9.1%	6.5% 10.1%	7.2% 10.9%	8.1% 10.8%	8.2% 10.9%	10.6% ※6.0%	9.4% (1973～75年度) ※2.9%	6%強
鉱工業 (計画)	(1955～60年度) 7.4%	(1957～62年度) 8.2%	10.5%	9.9%	(1966～71年度) A10.2% B10.4%	12.4%	10.0%	9.5%
生産伸率 (実績)	() 15.6%	() 13.5%	13.8%	13.6%	() 13.2%	3.6%	() △0.3%	
消費者物 価上昇率 (実績)	ナシ 2.0%	ナシ 3.5%	ナシ 5.7%	2.5% 5.0%	計画期間未 だに3%程 度	年平均 4.4% 計画期間 まで3% 台に10.9%	年平均 4%台 () 16.0%	年平均 6%台 計画最終 年度まで 6%以下
目標年度 (計画) における 国際収支 (総額)	0億ドル △0.1億ドル	1.5億ドル △0.2億ドル	1.8億ドル 23.6億ドル	0億ドル 14.7億ドル	14.5億ドル 63.2億ドル	35億ドル (1975年度) 1.3億ドル	59億ドル (1975年度) 1.3億ドル	40億ドル程度

- 備考 1) 経済社会発展計画、鉱業生産伸率Aは中期マクロモデルによるもの、Bは物資供給見通しの費上げによるもの。
 2) (1973～75年度)は1975/1972年度の値を年率に直したものであることを意味する。
 3) ※1976年度の値は1976年度政府経済見通しによる実績見込み。
 4) 宮崎勇編「昭和50年代前期経済計画の解説」、日本経済新聞社、1976年、8～9ページより作成。

最低賃金法(一九五九年)のほか、中小企業対策としての中小企業退職共済法(一九五九年)、労働福祉事業団の設置(一九五七年)、さらに、特定業種の雇用対策として、駐留軍関係離職者等臨時措置法(一九五八年)、炭鉱離職者臨時措置法(一九五九年)が制定された。一九六〇年代に入ってから、身体障害者雇用促進法(一九六〇年)の制定、雇用促進事業団の設置(一九六一年)、失業保険法一部改正(一九六〇年)による職業訓練期間中の給付、職業支度金制の採用がみられた。

「完全雇用」政策の体系的な展開は、それが労働力化を促進したかぎり、非労働力対策を要請せざるをえなかった。なぜなら、この労働力化が、家族を分解し、転業と就業延長をもたらしたからである。社会福祉の拡充としては、児童扶養手当法(一九六一年)、老人福祉法(一九六三年)、母子福祉法(一九六四年)、重度精神薄弱児扶養手当法(一九六四年)、母子保険法(一九六五年)が制定された。また、社会保険制度も、国民年金法(一九五九年)の制定、通算年金制度の創設(一九六一年)など、雇用政策への連節がはかられた。

「完全雇用」政策のこのような体系的展開のもとで、労資の直接交渉の主題は、賃金労働条件に傾斜させられる客観的条件をつくりだした。しかし、このような「完全雇用」政策の体系の中に、政府・独占資本が労働者階級の主体的包摂をなしうるためには、さらに付加されるべき別個の条件が必要である。一九四九年の労働組合法によってつくりだされた団体交渉制度は、賃金決定機構としては、すでに、官公労のスト禁止とその代償措置、人事院、公労委、(地方)人事委員会、公平委員会による勧告・仲裁の制度によって、すでに制約をあたえられていた。そのうえ、団体交渉は「未成熟な段階」にあり、労働組合の支配的な組織単位が「企業別組合」であることから、交渉方式の主軸が「企業内交渉」となっている。このことが、産業別統一闘争を志向して「統一交渉」

第15表 労使協議機関設置状況

	1964年調査	1967年調査	1970年調査	1973年調査	1976年調査	
10,000人以上	有				98.1	
	無				1.9	
5,000～9,999人	有	89%	93.0	95.5	91.4	93.3
	無	11% (5000人以上)	7.0 (5000人以上)	4.5 (3000人以上)	8.6 (5000人以上)	6.7
1,000～4,999人	有	87%	86.0	82.6	88.2	94.0
	無	13%	14.0	17.4 (1000～2999人)	11.8	6.0
500～999人	有	64%	76.0	90.1	75.0	84.8
	無	36% (400～999人)	24.0 (400～999人)	9.9	25.0	15.2
300～499人	有	54%	57.1	68.9	76.8	80.0
	無	46% (399人以下)	42.9 (399人以下)	31.1 (499人以下)	23.2	20.0
299人以下	有				44.7	69.2
	無				55.3	30.8
計	有	68%(519件)	80.6 (396)	85.3 (220)	79.7 (568)	89.3 (574)
	無	32%(245件)	19.4 (95)	14.7 (38)	20.3 (145)	10.7 (69)

備考 日本生産性本部「日本の労使協議制その実態と課題一制度と運用に関する調査報告一」1976年、96ページより。

「対角線交渉」「共同交渉」「集団交渉」などの方式をとろうとする労働組合との間に、「窓口事件」を招きさえした⁽¹⁾。

団体交渉制度が、「企業内交渉」に傾斜させられ、それが「労使協議制」によって補充されたとき、労働組合主義の強固さに応じて団体交渉制度も社会「安定」装置の中で機能することになる。労使協議機関は、一九六四年には、調査企業の六八%で採用されており、とくに、従業員五〇〇人以上規模の企業では、実に八九%で設置されていた。一九六七年には、八〇・六%、従業員五〇〇人以上企業で九三%に達した(表15)。これらの調査によると、労使協議制と団体交渉制度との関係は、一九六四年の全産業で両者を区別するものは三四・六%、労使協議会を団体交渉の事前協議とするもの三七・四%、一九六七年では、区別するもの三六・一%、

第16表 労使協議制と団体交渉との関係

規 模	項 目	年 度			
		1964年調査	1967年調査	1973年調査	1976年調査
10,000人 以上	労協と団交を区別 労協は団交の事前協議 労協と団交は同一 その他				25(51.0%) 14(28.6%) 10(20.4%)
5,000 } 9,999人	労協と団交を区別 労協は団交の事前協議 労協と団交は同一 その他	19(43.2%) 14(31.8%) 5(11.4%) 6(13.6%) (5000人以上)	24(38.8) 18(29.0) 18(29.0) 2(3.2) (5000人以上)	78(61.4) 2(1.6) 47(37.0) (5000人以上)	18(33.3) 20(37.0) 16(20.7)
1,000 } 4,999	労協と団交を区別 労協は団交の事前協議 労協と団交は同一 その他	35(32.1%) 41(37.6%) 24(22.0%) 9(8.3%)	66(37.4) 58(33.0) 42(23.9) 10(5.7)	122(52.6) 8(3.4) 102(44.0)	106(38.7) 104(38.0) 64(23.3)
500 } 999	労協と団交を区別 労協は団交の事前協議 労協と団交は同一 その他	31(34.5%) 30(33.3%) 20(22.2%) 9(10.0%) (400~999人)	36(33.3) 36(33.3) 30(27.8) 6(5.6) (400~999人)	45(41.7) 7(6.4) 56(51.9)	34(34.0) 38(38.0) 28(28.0)
300 } 499	労協と団交を区別 労協は団交の事前協議 労協と団交は同一 その他	67(38.7%) 78(45.1%) 21(12.1%) 7(4.1%) (399人以下)	10(33.3) 8(26.7) 8(26.7) 4(13.3) (399人以下)	20(31.7) 7(11.2) 36(57.1)	10(22.7) 26(59.1) 8(18.2)
299人 以下	労協と団交を区別 労協は団交の事前協議 労協と団交は同一 その他			5(13.1) 5(13.1) 28(73.8)	13(38.2) 11(32.4) 10(29.4)
計	労協と団交を区別 労協は団交の事前協議 労協と団交は同一 その他	186(34.6%) 201(37.4%) 110(20.5%) 40(7.5%)	134(36.1) 121(32.0) 99(26.1) 22(5.8)	270(47.5) 29(5.2) 269(47.3)	206(37.1) 213(38.4) 136(24.5)

備考 1) 1964年調査の規模別データは鉱工建設に限る。総計は全産業を含む。

2) 前掲「日本の労使協議制その実態と課題—制度と運用に関する調査報告—」99ページより。

第17表 現金給与総額指数 (1ヵ月あたり、30人以上事業所)

	調査産業計		製造業計		調査産業計		製造業計	
	名目	実質	名目	実質	名目 増加率	実質 増加率	名目 増加率	実質 増加率
1960	76.1	82.1	74.4	80.4	5.2	6.3	3.8	5.0
1961	81.8	88.0	81.4	87.5	7.5	7.2	9.3	8.9
1962	85.6	89.3	84.1	87.8	4.6	1.5	3.4	0.3
1963	88.2	92.4	86.1	90.3	3.1	3.4	2.3	2.9
1964	93.6	97.0	92.6	95.9	6.1	5.0	7.5	6.2
1965	100.0	100.0	100.0	100.0	6.8	3.1	8.0	4.2
1966	111.3	105.7	111.5	105.9	11.3	5.7	11.5	5.9
1967	122.7	109.1	122.0	108.5	10.3	3.2	9.4	2.5
1968	135.8	112.2	134.6	111.4	10.7	2.9	10.3	2.6
1969	149.4	119.0	148.9	118.6	10.0	6.0	10.6	6.5
1970	163.7	121.1	161.8	119.8	9.5	1.7	8.7	1.0

備考 1) 労働省「毎月勤労統計調査(甲調査)」
 2) 日本生産性本部「活用労働統計」1973年版より作成。

「高度成長」と社会「安定」装置(三好)

事前協議とするもの三二・〇%であり、従業員規模五〇〇〇人以上ではそれぞれに労資協議会と団体交渉を区別するものの割合が増加する(表16)。この労使協議制は、経営方針、生産計画、人事基本方針の報告説明を主とし、協議事項としては、生産事務「合理化」、会社の業績、職制機構、職務分析、勤務態様の改善、その他生産事項と安全衛生、福利厚生など、協議決定事項については安全衛生、福利厚生が主たるものである。しかし、賃金・労働に関する内容が協議されるとすれば、労使協議制は、「企業内交渉」を形骸化し、ひいては団体交渉制度を社会「安定」装置の中で機能させることにもなる。

また、「企業内交渉」への傾斜は、賃金制度にも大きな影響をもたらす。それは、賃金管理の実権を資本が掌握することを容易にする。この賃金管理の実権は、企業内における賃金率の決定方式と賃金構造(＝賃金率のあたり方)がともに資本の主導性のもとにあることにもとづいている。しかも、この賃金率の決定方式と賃金構造とは相互に連関し、定期昇給制と資格試験など、そこに形成する昇進制度は、賃金決定に極めて大きな役

社会保険負担率の推移と明細

(単位：10億円)

1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974
351.0	413.8	459.3	529.2	647.5	669.9	806.6	937.3	1,328.8
231.0	289.6	372.1	431.0	512.7	582.0	741.5	886.1	1,244.1
54.4	65.0	76.7	98.7	154.3	182.8	225.5	330.5	681.9
49.5	61.7	70.6	78.4	90.8	113.5	174.4	277.2	578.3
196.5	234.1	278.8	328.0	406.9	473.4	582.6	717.9	937.7
17.0	18.7	20.3	22.6	28.4	31.6	38.7	46.0	71.0
125.6	128.9	139.4	152.4	160.6	209.4	241.8	260.6	401.2
63.2	70.9	87.0	101.6	123.0	138.5	162.5	184.9	235.5
1,088.6	1,282.6	1,504.2	1,741.9	2,124.0	2,401.1	2,973.5	3,640.5	5,478.5
194.4	216.4	250.0	265.5	297.0	330.5	366.3	469.6	589.2
33.0	37.6	43.3	45.5	49.9	54.3	58.2	67.1	90.8
1.6	1.8	2.0	1.4	1.5	2.0	2.1	2.7	3.4
23.5	30.8	33.7	46.0	44.5	39.8	37.8	36.5	59.6
158.0	180.6	205.8	228.9	275.4	312.7	392.4	451.5	582.2
—	—	—	—	—	3.7	30.5	56.7	79.7
187.4	204.0	235.6	275.5	376.6	465.5	685.3	901.4	1,232.1
1,686.5	1,953.7	2,274.7	2,604.5	3,168.9	3,609.7	4,546.1	5,626.0	8,115.5
30,503.5	36,209.2	42,848.7	49,815.9	59,141.0	65,898.2	76,309.9	91,835.4	112,756.9
5.53	5.40	5.31	5.23	5.36	5.48	5.96	6.13	7.20
1,359.7	1,609.6	1,868.7	2,222.5	2,729.8	3,175.8	3,719.2	4,606.3	6,246.5
4.46	4.45	4.36	4.46	4.62	4.82	4.87	5.02	5.54
5,689.2	6,862.4	8,298.0	10,009.8	12,093.7	13,317.3	16,030.3	21,336.0	25,300.9
18.65	18.95	19.37	20.09	20.45	20.21	21.01	23.23	22.44

立命館経済学(第二十五卷・第四号)

三四(四七二)

割を實質的に果すことになる。もちろん、「企業内交渉」による賃金決定にあたって、労働市場の連関、企業特性連関、労働組合側の組織による連関、広域連関など、労資双方ともに「賃金準拠」が行なわれているとすれば、そこに春闘パターンが当然かわりをもつてくる⁽⁴⁾。しかし、賃金決定のこのような様式が、労資の「安定」的關係のうち機能するためには、この様式のもとで実質賃金が最低のばあいでも社会機構的に維持されることが必要である。事実、一九六〇年以降七〇年までに、実質賃金はほぼ一・五倍になっている(表17)。もちろん、労働強度の増加などの諸条件を無視してのことではあるが、それを考慮しても、実質賃金

第18表 政府より個人への振替所得と

年 度	1960	1961	1962	1963	1964	1965
健康保険	99.3	125.6	154.8	188.3	234.5	297.0
国民健康保険	56.7	77.8	92.2	117.2	153.5	195.3
厚生年金	10.7	12.2	14.1	16.3	18.2	37.6
国民年金	26.3	30.2	31.2	35.6	41.4	43.1
共済組合	50.5	62.5	72.9	110.9	137.5	166.2
船員保険	5.3	6.3	7.8	9.9	12.0	14.3
失業保険	39.6	48.7	71.5	97.0	109.6	113.9
労災保険	27.2	32.1	38.9	43.5	51.0	58.4
小計	315.6	395.4	483.4	618.7	755.5	925.8
恩恵	124.8	130.4	131.9	143.9	161.5	169.6
地方吏員恩給	27.6	31.0	43.0	29.0	29.8	30.7
公務災害補償費	0.8	0.9	1.1	1.1	1.4	1.6
交付国債	21.6	20.6	6.9	8.4	15.4	17.5
生活保護費	61.1	74.6	85.0	100.5	115.7	136.6
児童手当	—	—	—	—	—	—
その他の	39.1	49.2	78.2	111.3	134.6	164.6
合計(A)	590.6	702.0	829.4	1,013.0	1,214.0	1,446.2
国民所得(B)	13,269.1	15,755.1	17,729.8	20,627.1	23,390.4	26,116.9
(A/B)	4.45	4.46	4.68	4.91	5.19	5.54
社会保険負担(C)	408.4	516.6	617.9	753.8	887.0	1,141.2
同負担率(C/B)	3.08	3.28	3.49	3.65	3.79	4.37
税および税外負担(D)	2,626.8	3,237.1	3,585.2	4,086.8	4,685.3	5,066.1
同負担率(D/B)	19.80	20.55	20.22	19.81	20.03	19.40

経済企画庁経済研究所国民所得部「国民所得統計年報」より作成。

としては維持・改善がみられたことは認めざるをえまい。

「企業内交渉」による実質賃金の維持・改善は、「成果配分」にもとづく「安定賃金」制度を成立させるにいたつて、ほぼそれは完成したが、それが成立する前提は、「高度成長」を背景にした生産性の上昇にあった。しかし、「安定賃金」を生み出すこのような賃金決定機構が機能しうるためには、一方の交渉当事者である労働者側の組織状況、戦術、指導などが関与する。とくに、右派指導部の役割なしには「安定賃金」は成立しえないことは明らかである。

ところで、「高度成長」の「成果配分」は、企業レベルのみの問題ではな

い。国家再配分機構を通じての配分が、とくに労働力化が進んだ「高度成長」社会のもとでは重大である。労働力の再生産にとって、社会保障・社会福祉の諸制度は欠くことのできないものになっている。そのほか、住宅、生活関連社会資本、教育なども不可欠の施策である。いま、社会保険負担および「税および税外負担」の国民所得に対する比率をみると、一九六五—七〇年に増加した負担率は、七〇年以降さらに増加している(表18)。また、社会保障、社会福祉にかかわる振替所得は、一九六五—七一年度で五・五%、一九七三—七五年度で七・〇%であり、今後の計画では、一九八〇年の計画値を一〇%弱と見込み、そのときの社会保険負担率は七%台とされている。このように、「高福祉・高負担」化が進めば進むほど、労働力の再生産過程の「社会化」が進行する。労働力再生産過程の「社会化」、すなわち、社会保障や社会福祉、さらに企業内福利厚生をふくめて、賃金との関連は一層密接になってきたという意味で、それはまさに間接賃金と呼ばれるべきものとなった。ここにいたって、賃金管理は、直接、間接賃金の総体をふくめた統一的管理への指向なしには、社会「安定」装置のもとで「企業内交渉」の賃金決定機構を機能させることはできないのである。「安定賃金」機構は、このような社会機構的広がりをもつことにおいて、社会「安定」装置を構成することになる。このような状況を反映し、一九七五、七六年春闘における不利な結末を契機として、一部に「実質賃金論」の新しい展開をみるにいたっている。この「実質賃金論」は、基本的には、低成長下で大幅賃上げが困難になることから、実質賃金の改善、維持を、雇用、年金などをふくめて要求しようというものである。ここでは、この「実質賃金論」の批判にはたちらない⁽⁶⁾。

さて、「安定賃金」を成立させる機構は、「企業内交渉」としてみれば、生産、労働、管理の諸領域にわたって賃金をめぐる諸対抗点を処理する複合的な制度と、これらの諸制度を通じての労働者の「参加」の在り方とか

らなりたっている。この「参加」の在り方として問題になるのは、社会「安定」装置という側面からすれば、企業内において全労働者（＝「従業員」）を掌握する方式そのものである。企業内における全労働者を掌握するには、労働組合の企業内での統制力が重要な環になる。

すなわち、職制をとおして経営権を貫徹させる直接的な掌握のもとでは、労働者の「主体」は成立しえない。この労働者の「主体」は、資本関係のもとで労働組合を通してのみ形成されうるし、そこにおいて、はじめて、労資関係が成立するのである。それゆえ、「参加」制度を、社会「安定」装置の中にとりこむためには、労働組合の組織、機能が、この装置に照応するものでなければならぬ。しかし、「成果配分」の論理自体が、利潤と賃金との対抗を否定しえないばかりか、むしろ、この対抗を拡大するものでしかない以上、もともと全労働者を「安定」的な労資関係のうちに保つことは不可能である。そうだとすれば、この「安定賃金」機構のもとで成立する労働組合の右派指導部の育成が資本にとって課題となると同時に、右派指導部の統制力が「安定」機構にとつて不可欠なものとなる。

右派指導部の労働組合内部統制は、時には、労務管理制度と一体となって暴力的様相を示すとともに、資本による不当労働行為を頻発させる。職場におけるこのような抑圧こそ、実は、社会「安定」装置を構成する「安定賃金」機構の脆弱さを示すものにほかならない。

(1) 大河内一男等編『現代労働問題講座』4、有斐閣、一九六七年、二二七ページ。

(2) 高木督夫氏は、小池和男氏や高橋洗氏によってなされた主張を評価されつつ「企業内賃金率構造」（小池氏の「賃金率の上がり方」、高橋氏の「賃金構造」と「企業内賃金決定方式」（小池氏の「賃金率のきめ方」、高橋氏の「賃金支払方法」ないし「賃金体系」）を区別し、前者の主導性を認めると同時に両者の密接不可分なことを主張される

(高橋洸、高木督夫、金子ハル才編『講座現代賃金論』3、青木書店、一九六八年、一二四頁以下)。労資関係の内容と形態を理解するためにも、両者の連関をみることは重要である。

(3) 佐野陽子、小池和男、石田英男編『賃金交渉の行動科学——賃金波及のしくみ——』東洋経済新報社、一九六九年、九六ページ以下参照。

(4) たしかに「安定賃金」と「春闘相場」には連関があるし、「春闘相場」が経営者の賃金政策にとってきわめて重要な意味をもっていることはたしかである(前掲『現代労働問題講座』2、一四九—五一ページ)。しかし、このことが、すぐに春闘そのものを否定することにはならないことはもちろんである。

(5) 労働力人口比率でみると、七〇—六五%である。

なお、経済成長要因としての労働力は、一九七〇年代に入って急速に低下している。成長要因としての労働力は、就業者数もさることながら、産業間移動の果した寄与が大きかったといえる。

(6) 高橋祐吉『「実質賃金論」の主張とその分析』(雑誌『賃金と社会保障』No.703、一九七六年八月上旬号所収)参照。

(7) 労働貴族、労働官僚については、その経済的基盤が特別超過利潤にあることは疑いない。しかし、労働貴族や労働官僚の存在理由が奈辺にあるかといえば、それは社会「安定」装置にこそある。この点を軽視すると、労働貴族や労働官僚の存在のもつ不安定さがすべて経済的基盤に解消される経済主義を生みだす。

日本経済の成長要因実績 (単位%)

	年度				
	1955 ~1960	1960 ~1965	1965 ~1970	1970 ~1972	1955 ~1972
GNP 成長率	8.7	9.7	11.6	8.5	9.8
稼働率要因	△0.8	△0.2	1.0	0.0	0.0
潜在成長能力	9.5	9.9	10.6	8.5	9.8
就業者数	2.2	1.7	1.8	0.1	1.7
労働時間	0.0	△1.2	△0.5	△0.5	△0.5
産業間移動率	2.8	2.2	0.9	△0.1	1.9
資本装備率	1.1	2.9	3.2	4.1	2.5
資本金	1.0	1.8	1.9	1.4	1.5
公害防止活動	△0.1	△0.1	△0.1	△0.5	△0.2
中立的技術進歩	2.5	2.6	3.4	4.0	2.9

備考 1) 国民総生産の増加率を生産要素の寄与度に応じて分解したものであり、実績値の計測には経済企画庁総合計画局推計27部門時系列産業連関表関連データを使用。

2) 前掲、『昭和50年代前期経済計画の解説』35ページより作成。

五 結 語

「高度成長」社会の「安定」装置は、「完全雇用」を目指す「成長率管理」の体系が、労働者の「参加」制度を補強軸として社会関係を再編成したかぎりにおいて成立し、機能しえた。また、この「参加」制度の内容が、たとえば、労働組合における右派指導部と労務総轄機構との、ときに一体化した統制というものであるかぎり、このような「参加」制度を包括した社会「安定」装置は、装置の全体系として統治機構を形成する。

また、「成長率管理」の体系が、以上のべてきたものとして社会「安定」装置であるといえるのは、この装置が、労働者階級および勤労諸階層を、そのそれぞれの社会的地位において編成・統括しえたかぎりにおいてである。ということとは、労働階級および勤労諸階層を、社会「成層」的特性にもとづく細分化、すなわち、それぞれに独自のものとしてその「主体」性を承認し、その上でそれら階級、階層として、国家によるそれらの総括の具体的機構を形成しえたということである。もちろん、このような総括自体が、脆弱な基盤に立つものであることは、利潤と賃金とがもともと「安定」的關係にはなりえないということによって明白である。それにしても、ともかく、社会「安定」装置としては、労働者階級および勤労諸階層を、その「主体」における社会「成層」的独自性をふくめた位置関係において政治的に再編成せざるをえないのである。この政治的再編成の過程は、一方では国家メカニズムの構造の変化とこの構造変化にともないそれら国家諸装置での民主主義を否定し、他方では労働者の「参加」を、その内部の民主主義を否定しつつ拡大するという過程としてあらわれる。

こうして、労働者階級としての状態は、今日の社会関係のもとでは、このような社会「安定」装置のもとで、

政治、経済、イデオロギー⁽¹⁾の諸領域にわたって、多様な側面に分解させられ、社会「安定」装置のそれぞれの側面においてそれぞれに統括されようとする。したがって、このそれぞれの側面を切りはなしてみると、労働者の「主体」的成熟の真の状況は理解されえないであろう⁽²⁾。個々の側面では「安定」装置のもとに完全に支配され、身動きできないものとしてしかあらわれえない。したがって、社会「安定」装置として、それがもともと対立的な関係を精緻な体系によって統一的な社会関係に総括している精緻なるがゆえの脆弱性について、これを認識することなしには、国家に総括された総体的過程のもとで労働者の「主体」的成熟の状況を把握し、社会構成品としての移行の階梯に則して正確に確定することを困難にするであろう。

今日、その理論状況からすれば、社会「安定」装置についてまず正確に理解することが、理論的發展にとって重要な意義をもっていることを指摘しうる。たとえば、貧困化論にとってもそうであって、労働者のおかれた階級状態を、今日の社会関係の具体的過程において把握するためにも必要である。また、労働者による民主的統制についての理論を深化するためにも、現実の社会関係がつくりあげた国家メカニズムの構造やそこでの労資関係などについて正確な分析が必要である。

そこで、今後、この社会「安定」装置について、より進めた理論化にとって必要なことは何んであるのか。それは、まずケース・スタディーによる実態把握を累積させることであり、同時に、これら社会「安定」装置が、労働者の階級的状态を規定するとき、それが生産、流通の諸過程のどの部分、どの部面にどのように機能するものとして体系化されているのかという点を、経済理論として一段と解明を深めることである。もちろん、こうした分析が、資料的制約、理論とりわけ国家論における今日の段階での理論的制約もあって、きわめて困難な状況

にあることもたしかである。しかし、いま、現代資本主義の分析にとつて、これらの努力が緊急の重要事であることは、一九七七年春闘を目前にした社会諸運動の現状からも要請されていることである。

(1) 社会「安定」装置として、イデオロギー的装置がもつ重要性は、マス・コミを例とするだけでも明白であろう。しかし、小稿では、イデオロギー装置については全くふれないままに終った。

(2) 一九七五年、七六年春闘が、労働者側の「敗北」に終わったといわれている。しかし、春闘そのものの評価は、賃上げ率の評価が重要な評価点であることは確かだとしても、春闘の結末が、社会「安定」装置の脆弱な体系に与えた衝撃とかかわって評価しなければなるまい。また、こうした評価のためには、雇用保険法のもとの社会「安定」装置についての分析を必要とするだろう。しかし、これは別の機会の分析課題である。

〔あとがき〕 本稿は、立命館大学人文科学研究所主催の土曜講座での連続講座「現代日本の支配構造」の第三回講演（一九七六年七月三十一日）をもとにし、以後、若干の加筆修正したものである。